

資料 1

糸満市青年等就農計画認定申請の要件等 (認定新規就農者制度)

令和 7 年 5 月 作成
糸満市役所 農政課

1 青年等就農計画認定申請の要件等

1) 申請者の要件

ア 糸満市（以下、市）において新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業経営を開始して 5 年以内の青年等。 市内に住所を有していない者及び農用地を所有していない者を含む。

イ 農業経営を開始して 5 年後までに、主たる従事者の年間農業所得 175 万円以上、年間総労働時間 1,200 時間以上とする、達成可能な青年等就農計画を作成することができる青年等。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等は以下に掲げる者を含む。

（ア） 過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者で、新たに農業経営を営もうとする青年等。

（イ） 農業法人等の従業員として現に農業に従事している者で、新たに農業経営を営もうとする青年等。

エ その他

（ア） パソコン等を使用した経営管理 及び 書類等作成ができる青年等

（イ） 10 a (300 坪)以上の農地の所有権 又は農地法 3 条による貸借権を有する青年等。また、認定後に農地を確保する者は、市内にて農地の所有権 又は農地法 3 条による貸借権の取得の予定がある青年等。

2) 青年等の範囲

ア 18 歳以上 45 歳未満の者

イ 65 歳未満であって、かつ次のいずれかに該当する者 (知識・技能を有する者)

（ア） 商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者

（イ） 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者

（ウ） 農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者

（エ） 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者

（オ） （ア） から （エ） までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者で、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

3) 留意事項

- ア 青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断する。
- イ 法人は、登記日における役員の年齢で判断する。その際、役員の過半数が青年等に該当する必要がある。
- ウ 認定後に農業経営を開始する青年等は、経営開始後直ちに市に報告すること。
- エ 次に掲げる者については、自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（3親等以内）の経営との区分を明確にするため、経営収支に関する帳簿の記載と自己の預金口座の開設を行うこと。
 - （ア） 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合。
 - （イ） 親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開始する場合。
- オ 配偶者等が農業を行っている場合は、配偶者等の経営も含めて要件に該当するか判断する。

4) 複数市町村にまたがる経営の取り扱い

- ア 複数市町村において農業経営する者は、それぞれの市町村に対して認定申請を行うこと。

5) 夫婦等の共同申請の取り扱い

- ア 次に掲げる事項の全てが確認できる場合は、複数の者による青年等就農計画認定の共同申請を認める。
 - （ア） 共同申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む）であること。
「同一の世帯」とは住居及び生計を同じくする親族集団とする。
 - （イ） 家族経営協定等が締結されていること。
 - （ウ） 家族経営協定等の中で農業経営から生ずる収益が共同申請者全てに帰属することが明確化されていること。
 - （エ） 家族協定の中で農業経営に関する基本的事項について共同申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
 - （オ） 家族協定等の取決めが遵守されていること。

6) 青年等就農計画の有効期間

- ア 青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定した日から起算して5年とする。
- イ 既に農業経営を開始した青年等は、認定した日から「農業経営開始日から起算して5年を経過した日」までとする。
- ウ 計画を変更した場合でも、変更前の有効期間となる。

応募の決まり

1) 申請書類の提出

随時受付。

ただし、認定審査は年間2～3回実施。

2) 申請書類等提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書類等は様式に沿って正確に作成すること。
- (2) 申請書類等はパソコンやワープロ等で作成し印刷して提出すること。
(手書きは原則認めない)
- (3) 申請書類等に不備不足、間違い等がない場合に限り受付するものとする。
- (4) 申請書類等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (5) 申請書類等の提出方法は、糸満市役所2階農政課へ直接持参とする。
- (6) 受付後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、
審査の可否にかかわらず返却はしない。
- (7) 虚偽の申請を行った者は、認定を取消し、以後申請を受け付けない。

3) 申請書類等の提出先

糸満市役所 経済部 農政課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 2階

青年等就農計画認定申請に必要な書類

書類名	備考
青年等就農計画認定 申請書	<u>様式有</u>
青年等就農計画認定 添付資料	裏付け資料 <u>様式有</u>
身分証明書	運転免許証と健康保険証の両方の写し
履歴書	写真必須 <u>様式有</u>
農地及び農業機械・施設一覧	<u>様式有</u>
その他、市が必要とする書類	

※すでに農業経営開始している方は下記の資料も提出してください。

前歴の証明書	退職証明書、 雇用保険受給資格者証の写し又は離職票原本	前歴によって必要なものを提出すること
前歴が学生等	卒業証書の写し等	
農地の権利の証明 ○所有：登記簿謄本 ○貸借：農地中間管理機構からの貸借、 農地法 3 条許可書		所有・貸借などに応じて、必要なものを提出すること
生産者登録の申請書等の写し及び 最初に取り引が発生した時の領収書等の写し		出荷先が複数なら すべて提出

・各様式は糸満市ホームページにてダウンロードすること。

糸満市ホームページ <https://www.city.itoman.lg.jp/>

> ページ ID 検索 0002267 > 「新規就農関連事業」に関する様式について

糸満市役所 農政課

電話 098-840-8134